

「施策」総括票

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進	
施策	⑦動物愛護の推進		113頁
対応する 主な課題	○広く県民の動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。		
関係部等	環境生活部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	動物適正飼養普及啓発事業	9,421	順調	○負傷動物の収容や飼えなくなった犬猫の引取り、適正飼養の指導啓発、動物取扱業者等の監視指導等、管理(飼い主の責任等)に関する知識やモラルの向上を図るための動物愛護及び狂犬病対策に係る啓発を行った。

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
犬・猫の収容頭数の推移(狂犬病予防法による犬の捕獲頭数を含む)	9,105頭 (21年)	8,962頭 (22年)	7,243頭 (23年)	↓	—

様式2(施策)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・動物愛護管理センターにおいては、年間約7千頭から8千頭の犬・猫が収容され、常に100頭前後の犬や猫が収容されている状況であることから、動物愛護管理センターに収容された犬や猫を終生飼養することは困難である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・犬の収容頭数は減少傾向にあり、動物愛護思想が広まりつつあるが、猫の収容頭数は、横ばい状況である。
・犬については、狂犬病予防法による規制があるが、猫の飼養等を規制する法令がなく、猫によるふん害・ゴミ荒らし等の生活環境被害も見られることから、一般的に適正飼養に関する普及が犬と比較し進んでいない状況にある。
・ノラネコの問題については、「飼い猫」が不妊去勢手術をしないまま屋外で飼育され、その結果、子猫が生まれノラネコを発生させたり、飼育を放棄し捨てたりする飼い主のモラルの欠如などが原因となっている。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・動物愛護法が改正され、動物の引き取りを拒否できる場合などが追加されたことから、終生飼養できないとして持ち込まれた犬猫については引き取りを拒否するなど、引き取り頭数を削減するとともに、改正された動物愛護法について広報紙の活用、ホームページへの掲載、イベントを利用した広報等を行うなどにより周知し、飼い主のモラル向上を図る。
・ノラネコへの対策強化として、「地域猫活動」を活用した「飼い主のいない猫対策マニュアル」を策定し、適正飼養のモデル地区を選定する。また、当該地区の地域猫に不妊手術を施すとともに、その地域周辺の「飼い猫」についても①終生飼養、②不妊去勢措置、③屋内飼養、④所有者明示(迷子札)の適正飼養を普及啓発する。